

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その69)

令和3年11月9日  
在シンガポール日本大使館

1 11月8日、シンガポール保健省(MOH)は、「安定化フェーズでの調整」として、(ア)11月10日から自宅療養対象者の下限を5歳から3歳に引き下げ、(イ)12月8日からワクチン未接種を選択していた新型コロナ患者への治療費請求を開始、(ウ)11月10日からワクチン接種済み同一世帯者は5人まで飲食店での外食可、(エ)水際措置の国・地域の見直し(11月12日から、カテゴリー2及び3の国からの渡航時、渡航前検査として有効なPCR検査に加え、有資格者が実施した抗原迅速検査(ART)の追加。11月29日からチャンギ空港とクアラルンプール国際空港との間でのVaccinated Travel Lane (VTL)を開始、同日からフィンランドとスウェーデンにVTLを拡大)などについて以下のとおり公表しました。詳細は以下の保健省(MOH)HPをご確認ください。

[https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/calibrated-adjustments-in-stabilisation-phase\\_8Nov2021](https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/calibrated-adjustments-in-stabilisation-phase_8Nov2021)

(1)関係省庁タスクフォースは、2021年10月20日に、安定化フェーズを2021年11月21日までの4週間延長することを発表し、中間レビューを行いました。過去2週間にわたって、すべての人の協力と国民の集団免疫の強化により、COVID-19新規感染者の増加は鈍化しました。感染者の週ごとの比率は減少し、現在は0.8から1.0前後で推移しています。病院と集中治療室(ICU)でのCOVID-19感染者の総数は依然として多いものの、その数も安定しています。

(2)ワクチン接種とブースター接種の進捗状況は、COVID-19感染の緩和に大きく貢献しています。しかし、完全にワクチン接種を終えていない人々は、重症者およびICU収容者の大部分を不釣り合いに占め続けており、医療制度に負担をかけています。それらを保護する必要性が残っています。したがって、ワクチン接種状況に応じた安全管理措置(Vaccination-Differentiated Safe Management Measures (VDS))は、今後数週間で私たちの再開戦略の重要な柱であり続けるでしょう。

(3)このような状況を背景に、COVID-19感染のリスクから社会で最も脆弱な人々を保護し続けながら、いくつかの対策を慎重に緩和します。

(4)まず、包括的なVDSチェックを管理できる飲食店(F&B)で、同一世帯から最大5

人のワクチン接種完了者が一緒に食事をすることを許可します。

(5) 次に、ワクチン接種完了者が、追加要件として迅速抗原検査 (Antigen Rapid Test (ART)) を利用することにより、より多くの活動が再開できるよう試験的に取り組みます。まずはスポーツおよび選択された MICE (会議、インセンティブ、会議、展示会) イベントから開始します。つまり「VDS + ART」措置です。これにより、リスクの高い活動を安全に再開できます。成功した場合、この措置を他の場面に拡大できます。

(6) 第三に、充実した生徒の育成に欠かせない、来年度の共同カリキュラム学習活動の大規模で安全な再開に向けて、学校での活動再開に向けた取り組みを進めていきます。教育省 (MOE) は、これについて個別に詳細を提供します。

(7) 最後に、Vaccinated Travel Lanes (VTL) でのこれまでの経験は、安全な方法で空の旅を再開できることを示しています。渡航措置をさらに簡素化して、安全かつ途切れることなく世界の他の地域と再接続します。

(8) これらの調整にもかかわらず、COVID-19 に向けた私たちのアプローチには警戒を怠らない必要があります。ICU の使用率は約 70% で推移しています。これは医療従事者を増やすことで管理できますが、警戒を怠ってはならず、医療制度を圧倒する恐れのある感染の再発を回避する必要があります。

#### 〈COVID-19 と医療の状況〉

(9) 現在、毎日の感染者数は、約 3 週間安定しています。感染者数は平均して 1 日 3,000 人以上を推移していますが、99% 近くは引き続き軽症か無症状で、大多数は自宅で十分に回復することができます。過去 28 日間で、酸素吸入が必要な患者の割合は全感染者数の 0.8% で安定しており、ICU での治療が必要な患者の割合は 0.3% でした。ICU の感染者数は依然として多いですが、現在約 140 人で、ICU 病床の占有率は 70% で安定しています。病院で緊急治療を必要としない COVID-19 感染者を受け入れるために、過去数週間にわたって COVID-19 Treatment Facilities (CTFs) と Community Isolation Facilities (CIFs) を積極的に拡大してきました。

#### 自宅療養プログラムのさらなる拡大

(10) 2021 年 11 月 10 日から、自宅療養プログラム (HRP) を拡大し、基本的に自宅療養の最低年齢を 5 歳から 3 歳に引き下げます。家庭環境が適切であれば、3 歳以上のすべての子供は家で過ごすことができます。彼らは、コミュニティまたは病院の小児科医による遠隔医療評価を受けます。乳幼児および生後 3 か月から 3 歳未満の子

供も、病院で自宅での治療に適していると臨床的に評価された後、自宅で治療することが許可されます。COVID-19 に感染した生後 3 か月未満のすべての乳児は、引き続き入院します。

#### ワクチン接種とブースター接種の順調な進捗

(11) 感染者数が高止まる中、ワクチン接種とブースター接種は、感染や重症化に対する強力な防御を提供し、生命と医療を守る上で極めて重要であることが証明され続けています。現在までに、人口の 85% が COVID-19 ワクチンの初期接種/2 回接種を完了し、18% がブースター接種を受けています。COVID-19 に感染した場合、高齢者は最も重症化しやすいため、私たちは高齢者にワクチン接種を奨励するためのアウトリーチを優先してきました。現在、60~69 歳の高齢者の 94% と 70 歳以上の高齢者の 90% が COVID-19 ワクチンの初期接種を完了し、60 歳以上の適格な高齢者の 82% がブースター接種を受けています。私たちはワクチン接種やブースター接種を求める人が増えていることに心から感謝しており、接種できるようになったらすぐに接種することを強くお勧めします。これはあなたとあなたの愛する人を守るのに役立ちます。

#### 子どもを守るための予防接種資格の拡大

(12) COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会 (EC19V) は、ファイザー BioNTech / Comirnaty ワクチンが 5 から 11 歳までへの使用が米国によって承認されていることを承知しています。EC19V は、シンガポールで 5 から 11 歳までの子どもへのワクチン接種の拡大について評価中です。これにより、感染や重症化から防御され、2022 年に学校の子どもたちへの豊かな教育を再開できるようになります。

#### 医療体制能力の更なる強化

(13) ワクチン接種とブースター接種の順調な進捗により、国の接種プログラム (NVP) はブースター接種に焦点を当てることにシフトしました。ワクチン接種能力は全体として安定していることから、保健省 (MOH) は 2021 年 12 月 1 日にさらに 4 つのワクチン接種センター (VC) を閉鎖します。その後、これらの VC で現在働いている医療スタッフを再配置して、COVID-19 Treatment Facility (CTF) などの他の分野での人的資源のニーズを強化することができます。

(14) これらの 4 つの VC は、Kebun Baru Community Club (CC)、Potong Pasir CC、Taman Jurong CC、および Geylang Serai CC です。Kebun Baru CC と Potong Pasir CC でのウォークインによる 1 回目接種の最終日は 2021 年 11 月 6 日で、Taman Jurong CC と Geylang Serai CC でのウォークインによる 1 回目接種の最終日は 2021 年 11 月 9 日です。4 つすべてが、2021 年 11 月 30 日まで、2 回目のワクチン接種とブースター

一接種の予約を引き続き受け付けます。

#### ワクチン未接種を選択する患者の COVID-19 医療費の負担責任

(15) 政府は現在、海外渡航から戻った直後に検査で陽性となった人を除いて、すべてのシンガポール人 (SC)、永住者 (PR)、および長期パス保有者 (LTPH) の COVID-19 医療費を全額負担しています。これは、COVID-19 が新たに発生したなじみのない病気であったときに、金銭的な理由で国民の不安と懸念が増大することを避けるためでした。ワクチン接種を受けている大多数の人にとって、COVID-19 医療費に対するこの特別なアプローチは、COVID-19 の状況がより安定するまで続きます。

(16) 現在、ワクチン未接種の人は、集中的な入院治療を必要とする人のかなりの大多数を占めており、医療資源への大きな負担になっています。

(17) したがって、2021 年 12 月 8 日から、ワクチン未接種を選択した COVID-19 患者への医療費の請求を開始します (注 1)。これは、2021 年 12 月 8 日以降に病院および COVID-19 Treatment Facility (CTF) に入院したワクチン未接種の COVID-19 患者すべてに適用されます。ワクチン接種の対象とならない人、つまり 12 歳未満の子供や医学的に接種が不適切な人に対する COVID-19 医療費は、引き続き政府によって全額支払われます。

(18) ワクチン未接種を選択した COVID-19 患者は、通常の医療費清算方法により請求額を支払うことができます。SC および PR は、該当する場合、通常の政府補助金および MediShield Life / Integrated Shield Plan (MSHL / IP) を利用できます。LTPH は、民間保険などの平素の医療費支払い方法により支払うことができます。

#### 〈安全管理措置 (Safe Management Measures (SMMs)) の調整〉

##### 同一世帯での店内飲食制限の緩和

(19) 2021 年 11 月 10 日から、同一世帯からの最大 5 人のワクチン接種完了者 (注 2) が飲食店で一緒に食事をすることが許可されます。それでも、特に高齢者が世帯に属している場合は、一緒に外食するときは、引き続き注意と抑制を行うよう要請します。VDS の資格はあるが、同じ世帯に属していない人の食事グループの人数は、引き続き 2 人に制限されます。

(20) 今のところ、この緩和は、すべての利用客の包括的な VDS チェックを実行できないホーカーセンターやコーヒーショップには適用されません。ホーカーセンターやコーヒーショップが追加の管理措置を講じた場合、同じ緩和措置を拡大する準備ができ

ています。国家環境庁 (NEA) とシンガポール食品庁 (SFA) は、これについてそれぞれホーカー協会とコーヒーショップ運営者に働きかけます。準備ができ次第、さらなる情報が提供されます。

(21) 同じ世帯を装ってこの規則に違反した者や、必要なチェックを実施していない飲食店に対しては、厳しい処置が行われます。違反した個人には罰金が科せられ、飲食店は直ちに閉鎖される可能性があります。これらの罰則は、初めての違反者にも適用されます。

#### 飲食店における音楽とゾーンサイズ

(22) 2021 年 11 月 10 日から、既存の安全管理措置 (SMMs) にいくつかの調整を加えて、企業や職場の運用をより容易にします。飲食店は、2021 年 11 月 10 日から録音された音楽を再生することが許可されますが、ライブ音楽やエンターテインメントは引き続き許可されません。その他の措置には、全体的な出席者数を維持しながら、礼拝やライブパフォーマンスなどのさまざまなイベントカテゴリのゾーンサイズを増やすことが含まれます。詳細は Annex A に記載されています。

Annex A : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a39a31d18bd324688a47830c7515de449.pdf>

#### VDS をより多くの場面に拡大し、「VDS + ART」を試行実施

(23) 感染や重症化のリスクが高いワクチン未接種者をより適切に保護するために、ワクチン接種状況に応じた安全管理措置 (VDS) をより多くの場面に拡大する予定です。まず、保健省 (MOH) は介護施設に VDS を導入します。これは、介護施設は、ワクチン未接種の居住者が COVID-19 に感染した場合、ワクチン接種を受けた居住者よりも悪い結果を被る可能性が高く、脆弱な環境であるためです。訪問や居住者の活動などの場合にも本対策が適用されます。保健省 (MOH) は準備ができ次第詳細を共有します。

(24) さらに、VDS とプレアクティビティ検査 (「VDS + ART」) の両方を実施できる場面における安全管理措置 (SMMs) のさらなる緩和について検討します。この仕組みでは、すべての参加者はワクチン接種を完了している必要があり、活動の前に現地で有効な ART 陰性結果を出す必要があります。スポーツ分野での試行を開始し、最大 10 人のワクチン接種完了者 (プレーヤー、審判、線審などを含む) のグループが、2021 年 11 月 10 日から適切な ActiveSG スポーツセンターや PA コミュニティクラブで管理および監視された環境と一緒にプレーできるようにします。詳細は、SportSG の案内を参照してください。

(25)また、一部のスポーツイベントや一部の MICE イベントにおいて「VDS + ART」を試験的に利用し、安全管理措置(SMMs)を一定程度緩和できるようにします。成功した場合は、そのような試行的取組を他の場面にも拡張できます。

#### 医学的にワクチン接種ができない人への VDS 免除

(26) 私たちは、ワクチン接種を受けないことを選択した人に対して、VDS を通じ、また医療費の支払いを求めるなど、より強い姿勢で臨んでいます。しかし、ワクチン接種プログラム(NVP)の下であっても、COVID-19 ワクチンを接種することが医学的にできない方が少なからずいることも認識しています。そこで、先に MTF が発表したように、これらの人々は VDS の対象外となります。

(27)医学的にワクチン接種が出来ない方に対する特例措置は 2021 年 12 月 1 日から有効となります。2021 年 11 月 15 日以降、対象の方は総合医(GP)のクリニック、公立または私立の医療機関において Annex B に記載されている基準を満たすことを条件に、医学的にワクチン接種が出来ないことを証明してもらうことができます。医療機関からは所定の書面が発行されますので、政府発行の写真付き身分証明書と一緒に提示することで、VDS の適用が免除されます。VDS 一覧は、Annex C をご参照ください。

Annex B : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-bb44528cbc27b4ceb9571fb222a0c5777.pdf>

Annex C : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c9a9cea75ff0a4a1bb60301f0acc9aa68.pdf>

(28)保健省(MOH)は GovTech と協力して、医学的にワクチン接種が出来ない方のステータスを個人の TraceTogether アプリに反映させ、VDS 会場の TraceTogether/Safe Entry チェックインシステムを医療機関から発行された書面の提示なしで通過できるようにしています。MOH は別途医療機関に対してこの認証プロセスに関する情報を提供します。

(29)医学的にワクチン接種が出来ない方に対し、食事や、ショッピングモールの入場、VDS が必要とされる活動に参加することを許可しましたが、これらの方は依然としてワクチンを接種しておらず、COVID-19 の感染や重症化のリスクが現実的に非常に高い状態にあります。このような方々には、このような活動を最小限にとどめ、この特例措置を賢明に利用することを強く推奨します。

## ＜水際措置の更新＞

### 水際措置の国・地域の見直し

(30) 国・地域における COVID-19 の状況の定期的な見直しの一環として、カテゴリー別の国・地域のリストを更新しました。詳細は Annex D に記載されています。これらは 2021 年 11 月 11 日 23 時 59 分以降の到着から有効となります。

Annex D : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-dad0f399b42c44d39a131e435d66f206e.pdf>

### カテゴリー2/3の国に対する水際措置の変更について

(31) カテゴリー2/3の国・地域からシンガポールに到着、またはシンガポールで乗り継ぎをするすべての渡航者(VTL で到着する渡航者を含む)に対して、有効な出発前検査(PDT)の種類を拡大します。これは、現在シンガポールで実施されている検査方針に沿ったものです。2021 年 11 月 11 日 23 時 59 分より、これらの国・地域からの渡航者については、専門の訓練を受けた医療専門家等によって出発前 2 日(注4)以内に行われた ART 検査(注3)の陰性結果も有効な PDT として認めます。

### ワクチンラベルレーンの拡大

(32) 既にオーストラリア、ブルネイ、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スイス、英国、米国との間で VTL を開始しており、2021 年 11 月 15 日からは大韓民国との間で相互 VTL を開始する予定です。VTL の対象となる渡航者は、Stay-Home Notice (SHN)を受ける必要はありませんが、出発前 2 日以内に受験した PDT の陰性証明書の提出と、到着後に PCR 検査を受けることが求められます。

(33) 2021 年 11 月 29 日より、チャンギ空港とクアラルンプール国際空港(KLIA)間の渡航について、マレーシアと相互 VTL を開始します。短期渡航者及び長期パス所持者対象のワクチンラベルパス(VTP)の申請は 2021 年 11 月 22 日に開始されます。ワクチン接種を完了したシンガポール国民および永住者がシンガポールに帰国する場合は VTP を申請する必要はありません。また、シンガポールとマレーシアは、陸路での移動を対象とした同様のスキームを立ち上げるべく、詳細な検討を行っています。

(34) また、2021 年 11 月 29 日からフィンランドとスウェーデンにも VTL を拡大します。短期渡航者と長期パス保持者の VTP 申請は 2021 年 11 月 22 日から開始します。

(35) 詳細については申請開始前にシンガポール民間航空局よりお知らせします。

COVID-19 レジリエントなシンガポールに向けて

(36)「安定化フェーズ」における皆様のご理解とご協力に感謝いたします。私たちは、社会的に弱い立場の方の健康を保ちながら安全な再開ができるよう、段階的な対策を検討していきます。皆様には、社会的責任を果たし、政府が導入した SMM および VDS を遵守するために、継続した努力と協力をお願いいたします。ワクチン接種やブースター接種を受ける資格のある方は、ぜひご参加ください。また、定期的に検査を行い、陽性反応が出た場合には、改正された療養措置に従ってください。そうすることで、限られた医療資源を、必要としている人に効果的に提供することができ、COVID-19 に強い国への道が開かれるのです。

(注 1) ワクチンの接種段階の方がワクチン接種を完了するための期間を確保するため、2021 年 12 月 31 日までは費用は請求しません。2022 年 1 月 1 日からは、シンガポール国民(SC)/永住者(PR)/長期パス所持者(LTPH)の COVID-19 患者のうち、ワクチン接種を完了していて至近の海外渡航歴がない方に限り COVID-19 の医療費を政府が全額負担します。

(注2) ワクチンを接種していない 12 歳以下の子供も VDS ルールに従って対象となります。

(注3) ART は訓練を受けた専門家(例:医療従事者、政府公認の専門家など)によって行われなければなりません。

(注4)例えば、2021 年 11 月 1 日に PDT を取得した場合、2021 年 11 月 3 日 23 時 59 分までの出国(空路/海路の場合)または到着(陸路の場合)に有効となります。

2 シンガポール保健省(MOH)は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/>

3 シンガポール国外でワクチンを接種して新規に入国する就労パス保持者(Employment Pass、S Pass、Dependant's Pass)及び学生パス保持者(Student's Pass 及び同行者)については、Stay Home Notice 終了後 2 週間以内にワクチン接種状況確認手続(抗体検査を含む)を行うことが義務づけられています。手続は一部日系クリニックも含む保健省登録のクリニックで受付けています。詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00355.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html)

4 日本帰国時には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないことになりま

す。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result) を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません（シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result) であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません）。シンガポールにおける検査方法は <https://safetravel.ica.gov.sg/departing/overview>（シンガポール政府サイト）をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。

有効なワクチン接種証明書類を検疫に提出する方は、入国後 14 日間の待機期間の一部が短縮されます。

詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

5 日本政府は、「水際対策強化に係る新たな措置(19)」に基づき、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁）から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、「入国・帰国後 14 日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置」及び「外国人の新規入国制限の緩和措置」を実施することとなりました。

詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

6 日本国政府は、7月19日正午（日本時間）から在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業のインターネット予約受付を開始しています。本事業での接種を希望される方は、以下の外務省海外安全HPに掲載されている特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

（海外安全HP） <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

7 日本国警察庁は、日本の運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続きを一覧で公表しています。

（警察庁 HP「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」）

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai\\_tokurei.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html)

8 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空HP)

[https://www.singaporeair.com/en\\_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9](https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

9 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考)シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供していません。(チャンネル登録: <https://go.gov.sg/whatsapp> )

在シンガポール日本国大使館

[TEL: 6235-8855](tel:6235-8855)

FAX: 6733-5612

E-mail : [ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)

[http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)